

令和5年度大阪府サービス管理責任者等実践研修 募集要項

本研修は、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が、大阪府からの指定を受け（指定番号1）厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

1. 目的

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達管理責任者（以下、サービス管理責任者等という。）の養成を図ることを目的とする。

2. 受講対象者

【前期日程】

サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（2日課程もしくは5日課程）修了以降、研修開始日前（令和5年6月22日時点）に相談支援業務及び直接支援業務の実務経験を2年以上満たしているもの

【後期日程】

サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（2日課程もしくは5日課程・7日課程）修了以降、研修開始日前（令和5年10月12日時点）に相談支援業務及び直接支援業務の実務経験を2年以上満たしているもの

※令和5年2月27日第135回社会保障審議会障害者部会における検討課題 (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195428_00062.html) につきまして、令和5年6月頃にサービス管理責任者等研修制度に関する告示を改正及び施行予定ですが、**本研修については告示・施行前に募集を開始することから適用外となります。**予めご了承ください。

※平成31年3月31日までに「サービス管理責任者等研修」及び「相談支援従事者研修（2日課程もしくは5日課程）」を修了しサービス管理責任者等としての従事要件を満たされた方は、当該研修を受講する必要はありません。（ただし、令和5年度末までに更新研修の受講が必要です。）

※上記に満たない場合は、申込書を受理できませんのでご注意ください。

ここで1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際の業務に従事した日数が180日以上あることをいいます。

※ご自身の実務経験の詳細については、各市町村の担当部局にお問い合わせください。

【注意】経過措置によるみなし配置について

サービス管理責任者等としての実務経験を満たしており、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修2日課程（もしくは5日・7日課程）を修了し、現在サービス管理責任者等として従事（みなし配置）している方は、両方の研修を修了した日から3年が経過するまでに実践研修を修了しなければ、みなし配置終了後、実践研修を受講するまでの間はサービス管理責任者等として従事することができません。

サービス管理責任者等研修制度については、大阪府ホームページ「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について」 (<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/sabikankensyu.html>) をご確認ください。

《研修プログラムの演習について》

演習では受講者自身が関わっている実事例を用いて、演習を行います。申込の際には実事例を提出（実事例を準備）できることが前提です。

※実事例ならびに事前課題が提出できない場合、以降の研修を受講できず修了とみなせませんのでご了承ください。

3. 指定研修事業者

各指定研修事業者の募集期間及び研修期間は以下のとおりです。

事業者名	大阪府社会福祉事業団 (指定番号1)	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号3)
募集期間	令和5年4月12日～4月27日	令和5年8月16日～令和5年8月31日
研修期間	【前期日程】令和5年6月23日～令和5年7月28日 【後期日程】令和5年10月13日～令和5年10月27日 Web 配信による講義3時間程度と演習2日間	【前期日程】 令和5年11月6日～令和5年12月22日 【後期日程】 令和6年2月26日～令和6年3月13日 Web 配信による講義3時間程度と演習2日間

4. 研修日時・場所

- ・当研修は、下表のとおりの日時、場所、定員で開催します。
- ・全体講義は、講義映像をWeb 配信します。視聴可能な端末及びインターネット環境をご準備ください。
(ご準備できない場合は別途、研修事務局へご相談ください)
- ・Web 配信方法等詳細については、受講決定時にお送りする受講決定通知書に記載します。
- ・講義映像視聴後、講義についてのレポート等と事前課題を作成し、演習初日に提出いただきます。

※演習日程は事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせします。(日程の指定はできません)

いずれの日程であっても出席が可能であることを前提にお申込みください。

【前期日程】

定員	312名 (A・B・E・F日程：各48名、C・D日程：各60名)					
全体講義1日目	【前期日程】A～F日程共通 講義映像をWeb 配信 (配信期間：令和5年6月23日(金)10時30分～6月27日(火)16時30分(予定)) ※期間中24時間配信					
日程	A日程	B日程	C日程	D日程	E日程	F日程
【日程別講義・演習】2日目	令和5年7月4日(火) 9:15～17:30 千里ライフサイエンスセンター	令和5年7月6日(木) 9:15～17:30 千里ライフサイエンスセンター	令和5年7月11日(火) 9:15～17:30 大阪私学会館	令和5年7月13日(木) 9:15～17:30 大阪私学会館	令和5年7月25日(火) 9:15～17:30 千里ライフサイエンスセンター	令和5年7月27日(木) 9:15～17:30 千里ライフサイエンスセンター
【日程別講義・演習】3日目	令和5年7月5日(水) 9:45～17:30 千里ライフサイエンスセンター	令和5年7月7日(金) 9:45～17:30 千里ライフサイエンスセンター	令和5年7月12日(水) 9:45～17:30 大阪私学会館	令和5年7月14日(金) 9:45～17:30 大阪私学会館	令和5年7月26日(水) 9:45～17:30 千里ライフサイエンスセンター	令和5年7月28日(金) 9:45～17:30 千里ライフサイエンスセンター

※実施時間・場所は予定です。変更する場合がありますのでご了承ください。

【場所】演習会場 (A・B・E・F日程)

千里ライフサイエンスセンター 千里ルームA

大阪府豊中市新千里東町1丁目4-2

【北大阪急行千里中央駅徒歩1分、大阪モノレール千里中央駅徒歩5分

演習会場：大阪私学会館 (C・D 日程)

大阪府大阪市都島区網島町 6-20

【JR 環状線・東西線・大阪メトロ長堀鶴見緑地線・京阪電車「京橋」駅下車徒歩約 12 分】

【後期日程】

定員	120 名 (各日程 60 名)	
全体講義 1 日目	【後期日程】 G・H 日程共通 講義映像を Web 配信 (配信期間： 令和 5 年 10 月 13 日 (金) 10 時 30 分 ~ 10 月 17 日 (火) 16 時 30 分 (予定)) ※期間中 24 時間配信	
日程	G 日程	H 日程
【日程別講義・演習】 2 日目	令和 5 年 10 月 24 日 (火) 9:15~17:30 大阪私学会館	令和 5 年 10 月 26 日 (木) 9:15~17:30 大阪私学会館
【日程別講義・演習】 3 日目	令和 5 年 10 月 25 日 (水) 9:45~17:30 大阪私学会館	令和 5 年 10 月 27 日 (金) 9:45~17:30 大阪私学会館

※実施時間・場所は予定です。変更する場合がありますのでご了承ください。

【場所】演習会場：大阪私学会館

大阪府大阪市都島区網島町 6-20

【JR 環状線・東西線・大阪メトロ長堀鶴見緑地線・京阪電車「京橋」駅下車徒歩約 12 分】

5. 受講費用 : 36,000 円 (税込)

- ・「振込先」、「振込方法」は受講決定通知書に同封して送付いたします。
 - ・納付済の受講料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。
 - ・領収証の発行はいたしません。金融機関の「お振込み控え」等をもって、領収証にかえさせていただきます。
- ※振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

6. 研修の修了及び修了証書の交付

- ・修了証書交付については、以下の項目を全て満たしていただく必要があります。
 - *Web 配信による全体講義の視聴と視聴後のレポート提出 (演習初日に持参)
 - *事前課題の提出 (演習初日に持参)
 - *演習 2 日間の全項目を受講
- ・演習初日に、受講者本人であることを確認するために運転免許証等の提示をお願いしております。研修当日は顔写真付きの受講者本人であることを証明できるものをお持ちください。万一、本人であることが確認できない場合は、修了証書を発行できない場合があります。
 - ※10分以上の遅刻、早退、電話連絡等による途中退室があった場合や Web 配信による全体講義視聴後のレポート・事前課題の提出がない場合は研修修了とみなしません。
 - その他、受講態度が著しく不良 (途中退席、居眠り、携帯電話・タブレット等の使用など) の場合、以後の研修受講を認められず、修了証書を交付できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - ※その他、お申し込み内容に虚偽が判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

7. 申込み方法・受付について

①「学則」「募集要項」を確認のうえ、「推薦書」〈別紙1〉を当法人HPよりダウンロードして必要事項を記入

「推薦書」とは…

サービス管理責任者等として配置予定事業所からの推薦（推薦が無い場合も申し込み可）

※「推薦」がある方は、記入・公印押印済後の用紙をPDF・JPEG等にデータ化

※「推薦」がない方は、ご署名のみの用紙をPDF・JPEG等にデータ化
（ファイル名を、「申込者名-推薦書」と変更してください。）

②「サービス管理責任者等(基礎)研修」「相談支援従事者初任者研修」

（2日課程もしくは5日・7日課程）の修了証書の写し

PDF・JPEG等にデータ化

（ファイル名を、それぞれ「申込者名-サビ管」「申込者名-相談」と変更してください。）

③当法人HPの「申込フォーム」に必要事項を入力・データ送信

※受講推薦書・「サービス管理責任者等基礎研修」「相談支援従事者初任者研修」

（2日課程もしくは5日・7日課程）の修了証書の写しについては、申込フォームにデータを添付

※入力もれや書類に不備があった場合、申込受付ができません。

※申込フォームによる申込ができない方は、別途ご相談ください。

受付締切日時：令和5年4月27日（木）16時30分

※先着順ではございません。また、期日を過ぎた場合の受付は一切いたしません。

※添付にてご提出いただいた書類について、返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

【研修に関するお問い合わせ】

TEL：072-724-8167 FAX：072-724-8165

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団ホームページのサービス管理責任者等研修の「問い合わせフォーム」

（[大阪府サービス管理責任者等研修 | 社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団](https://www.osj.or.jp/traininfo/service.html)
(<https://www.osj.or.jp/traininfo/service.html>)よりお願いします。

8. 受講決定及び通知について

- 受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づき、上位から順番に優先順位をつけて受講決定します。この場合、先に大阪府内の事業所に従事予定の受講申込者を受講決定し、定員に余裕があれば他府県の事業所に従事予定の受講申込者を受講決定します。
 - 受講者選考は、受講申込者が事業所に従事される状況に基づき決定するものです。
「従事する予定の事業所について」の欄は必ず従事予定の事業所に状況を確認の上、申込フォームに入力してください。
 - 法人・事業所等代表者は「申込フォーム」の記載内容を確認の上、別紙1「推薦書」に記入し、法人（会社）または事業所印を押印のうえ、「申込フォーム」にデータを添付し提出してください。
なお、配置予定の法人・事業所から推薦が得られない場合は「理由欄」にチェック・入力してください。
※受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取り下げとなり、個人申し込みの扱いとなります。
※大阪府内の事業所に配置予定の受講申込者を先に選考し、定員に余裕があれば他府県の事業所に配置予定の受講申込者を選考します。
- ※受講決定の可否については、郵送にてお知らせいたします。電話・メールでの問い合わせについては、一切お答えできませんので、ご了承ください。
- ※受講決定通知は 5月22日（月）頃までに郵送にて発送予定です。
5日30日（火）までに届かない場合のみ、研修事務局にお問合せください。

9. 受講決定おける優先順位について

※大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領の要領別紙2より抜粋

① 【指定権者に受講予定書（これに類するものを含む。）を提出し、受理されているもの。】

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に定めるやむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた事業所に配置される予定者であってサービス管理責任者等としての要件となる実務経験を満たしているもので、当該年度中に研修を修了しなければ人員基準の規定を満たせない者として指定権者に受講予定書等を提出し、受理されたもの

② 【現在経過措置適用期間中でみなし配置されている者で、当該回を修了しなければ、サービス管理責任者等として配置できず人員基準を満たせないもの。】

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に定める実務経験があり基礎研修を修了した者で、現在サービス管理責任者等として従事中であり、当該回を受講しなければサービス管理責任者等の要件を欠き、人員基準を満たせなくなるもの

③ 【当該回を修了しなければ、サビ管等として配置できず人員基準を満たせないもの。】

開設を予定している事業所又は既存の事業所にサービス管理責任者等として配置予定で人員基準の規定により配置が義務付けられている員数の範囲内の者で、当該回に研修を修了しなければ人員基準の規定を満たせないもの

④ 【サービス管理責任者等として配置予定の者のうち、人員基準内で配置予定が早いもの】

開設を予定している事業所又は既存の事業所にサービス管理責任者等として配置予定で人員基準の規定により配置が義務付けられている員数の範囲内の者で、配置の予定年月が早いもの

⑤ 【交代要員】

サービス管理責任者等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格者を用意しようとする者

⑥ 【サービス管理責任者等基礎研修の修了日が早いもの】

サービス管理責任者等基礎研修を修了した者で、修了日が早いもの

